

平成26年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成26年4月25日（金）午後3時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

| | |
|----------|-----------|
| | 2番 中村良男 |
| 3番 須藤喜一郎 | 4番 三須清一 |
| 5番 斉藤隆 | 6番 染谷智一郎 |
| 7番 新堀政夫 | 8番 渡辺陽一郎 |
| 9番 森正昭 | 10番 阿曾敏夫 |
| 11番 斉藤剛広 | 12番 大野木奥治 |
| 13番 小池良雄 | 14番 早川真 |
| 15番 江原俊光 | 16番 高田勝禧 |
| 17番 渡邊光雄 | 18番 川村泉治 |
| 19番 増田勝己 | |

4. 欠席委員

1番 掛川正治

5. 出席事務局職員

| | |
|------|-------|
| 局長 | 海老原美宣 |
| 次長 | 木村孝夫 |
| 次長補佐 | 落合敦 |
| 農地係長 | 富塚隆則 |

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第4条）

報告第4号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

報告第5号 平成26年度農業委員選挙人名簿の登録について

議長 それでは開会の前に事務局職員の人事異動について、及び、関連が深い農政課の人事異動について報告をお願いいたします。

初めに、事務局長より農業委員会事務局の報告をお願いします。

海老原事務局長 私からは4月1日付けで行われました農業委員会事務局の人事異動について報告いたします。

定年退職された飯塚前次長の後任には前教育委員会鳥の博物館館長の木村孝夫、それから前次長補佐の大野補佐が教育委員会公民館長補佐に転出し、新たに保育課から富塚隆則が農地係長として配属されました。また、前農地係長の落合敦が次長補佐に昇格しております。なお、嘱託職員の斉藤登さんが3月末で退職されまして、その後任に前次長の飯塚豊が再任用職員として配属されております。事務局職員の人事異動は以上のとおりです。

それでは二人から自己紹介をしてもらいますのでよろしくをお願いします。

木村次長 こんにちは。木村でございます。皆様のご指導を得て頑張りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

富塚農地係長 富塚と申します。よろしくをお願いいたします。私、農業のこの行政につきましては初めて携わりますもので、全くの素人ではございますけれども、皆様にご指導をいただきながら従事してまいりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

議長 よろしくをお願いします。

続いて、農政課の人事異動について徳本課長より報告をお願いいたします。

徳本農政課課長 じゃこちらのほうからすみません。よろしくをお願いいたします。

前年度に引き続き、農政課長を仰せつかりました徳本です。まず私の自己紹介からさせていただきます。もう何年かになるんですけども、引き続き農業振興のために頑張っていきたいと思いますのでひとつよろしくをお願いいたします。

それから、農政課も人事異動がございまして、主幹の増田幸四郎、皆様も既にご案内かと思っておりますけれども、今度クリーンセンター課長として転出しました。いろいろと大きな課題を持ちながら仕事を頑張っていくということで、ぜひ皆さんにも応援していただければというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

それから、管理職では岩田補佐が継続してまた農業の振興の仕事を進めていくということになりました。

まず岩田補佐でございます。

岩田課長補佐 岩田です。よろしくお願いします。

徳本農政課課長 それから、農業振興のほうの担当主査長でありました大井でございます。

大井主査長 農業振興担当の大井です。よろしくお願いします。

徳本農政課課長 増田主幹がクリーンセンターに転出したのに伴いまして、管理職は3人が二人体制、主査長が3人体制に変わりました。今の大井と、それから地産地消を担当している中場というのがあります。それに加えて農業振興担当でもう一人主査長、中野正幸というのが、中里出身なんですけども入りました。今日ちょっと所用で出席できていませんけども、農業振興担当の仕事全般について中野主査長が携わっていきますのでよろしくお願いしますと思います。

それから、新しく農地の貸し借りだとか認定農業者の仕事などについて担当することになりました課税課から来た飯塚でございます。

飯塚主任 飯塚です。4月から農政課に配属になりました。どうかよろしくお願いします。

徳本農政課課長 遠藤が皆さんにいろいろとお世話になって農地の貸し借りや認定農業者の仕事をしていましたけども、地域整備課に移動になりました。そのあとこの飯塚が主に日ごろ皆さんとの間でお仕事していくこととなりますのでひとつよろしくお願いします。飯塚も農業はまだ始めたばかりです。日々勉強しながら一日も早くしっかり仕事を進められるようにということで頑張っていますのでよろしくお願いします。新しい体制でまた農政課も頑張りますのでよろしくお願いいたします。

議長 どうぞよろしくお願いします。

以上で、事務局職員の人事異動及び農政課の人事異動について報告を終了いたします。

それでは、ただ今から平成26年第4回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員18名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5番 齊藤隆委員

6番 染谷智一郎委員

よろしくをお願いします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をご覧ください。今回からページを付与いたしました。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から議案第4号までの4議案についてです。議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は3件となっております。

続いて、議案第2号は「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は1件となっております。

続いて、議案第3号は「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は2件となっております。

最後に、議案第4号は「農用地利用集積計画（案）について」でございます。新規設定が3件、継続設定が2件でございます。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年4月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号1の譲受人は長男夫婦と3人により〇〇で農業を営んでおります。申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆の297m²でございます。申請理由は、経営規模を拡大するため所有権を移転するものです。譲受人と譲渡人は親戚関係であるため、贈与による所有権移転になります。案内図は議案資料の5ページでございます。

この案件は農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている

と考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 続いて、須藤調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 それでは議案第1号の整理番号1について報告します。議案書は1ページで、議案資料は1ページから6ページになります。

議案第1号の整理番号1は現地調査を行い、審議しました。

申請地は〇〇中学校の北西約300mに位置する畑一筆、面積は297m²です。申請理由は農業経営の規模拡大です。譲受人の営農状況は、耕作面積が1万8,751m²で、農業従事者は3名です。耕作している農地について不耕作地はなく、今後も引き続き耕作を続けていくということでした。

この件について審議したところ、農地法第3条第2項の不許可の項目に該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えました。第3調査会としては全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

よろしくお願ひします。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願ひます。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 地元の農業委員なんですけども、この土地はいつも葛のツルで荒れている土地だというふうに記憶しています。この地図どおり前に家が建っていて、奥側が畑でへこんだ土地になっているはずですよ。あそこ、農地に入るところがあるんですか。周りには確か買い取り、譲受人〇〇さんの甥っ子かなんかが持っていた土地だというふうに記憶しておるんですが。道があそこは確かなかったような気がするんです。それだけ確認したいんですけど。

須藤喜一郎調査会長 あれは委員のほうからも一人出たんです。これ袋地じゃないかなと。葛だと言いましたけどきれいになっていたんですよ。それで〇〇さんに聞いたら、聞いたというか、ここはどういうふうにと言ったら、ちょっとここ、ちょっとでもないけども、今まで前の人も使っていた、通してもらっているんだよ。だれの土地だかそこまでは聞きませんでしたけども。そこから入っているんだと言ったんです。それで、ああそうですかで終わっちゃったんです。

渡辺陽一郎委員 同じ農家だからきっと前の土地、通っている土地もいいかとは思いますが、その辺のところはやっぱり譲り渡されて耕作に使う土地であれば確認をとったほうがいいかと思しますので、今後よろしくをお願いします。

須藤喜一郎調査会長 ただ、農業委員会がそれを確認する必要があるのかなと私はふと思うんです。そこはきちんと耕作されている土地、耕作というか、いつでも耕作できるような状況になっていました。草一つなく、きれいに耕してあったんです。ですから、これは農地なんだからいいということで私は通しちゃったんです。通したというか、それで終わりにしたんですけど。

渡辺陽一郎委員 そうですね。これが出てくるまでのところは私がいつも通る道なので、随分今年はきれいになったなどは実際思っていました。いつもはものすごい状態だったんです。納税猶予がかかった土地が周りであって何度か農業委員会としても見に行ったことがある土地なのでよく記憶しているもんですから、あ、今年はきれいだな、今年はものすごいなというようなことをしょっちゅう見ていました。ただ、それで今後の農地の耕作として適しているかどうかを確認しただけですので、よろしくをお願いします。

議長 染谷委員。

染谷智一郎委員 今に関連したところなんだけどね、入り口に〇〇さんって、これ〇〇さんの鍛冶屋さんの娘さんはおれと同級なんですよ。それでこの〇〇さんの旦那がまず同級なので、結構そんな関係で〇〇さんというところをお借りして出はりしているみたいなの。そういうことで、耕作やなんかには当然今のことだから機械や何かを入れなきゃならないけども、その辺のところは融通できるような様子でした。だから別に渡辺さんが心配しているように耕作に黙って借りなくても、入り口の〇〇さんに声を掛ければその辺のところは融通してもらえるような様子でした。

以上です。

議長 高田委員。

高田勝禱委員 譲渡人は私と小学校と中学校の同期なんですよね。〇〇の方で、この譲受人とは多分いとお同士なんですよ。だから相続の時に分家か何か、お前うち建てろよというのでもらってあったのを、今の時代ですから、もう自分で〇のほうに住んでいますか

らね、じゃああんたにあげるよと、売らないであげるよという話で出たもんじゃないかと推測します。

(発言あり) ○○○の○○さんのところに嫁に行ったんだよね。

高田勝禱委員 え。ええ、そう。で、○○さんはいとこ同士ですから、こういう結果になった。

議長 そのほか質問ありますか。

(なし)

質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号整理番号1について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号の整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号2を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。

整理番号2の譲受人は妻と長男及び長女の4人により○○市で農業を営んでおります。申請地は○○○地先の畑4筆の合計1,946m²です。この農地は平成24年、25年の農地パトロールにより耕作放棄地として指導してきた農地であり、この申請により耕作放棄地が解消されることとなります。申請理由は、譲受人が隣地所有者であり、前々から気にしていた隣地を売買により所有権を移転するものでございます。案内図は議案資料の11ページでございます。

この案件は農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 続いて、須藤調査会長より調査会での審議結果についての報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第1号の整理番号2について報告します。議案書は1ページで、議案資料は7ページから12ページになります。

議案第1号の整理番号2は現地調査を行い、審議しました。

申請地は〇〇〇近隣センターの北約300mに位置する畑4筆、面積は1,946m²です。申請理由は、隣地が所有地であり、耕作しやすいためです。譲受人の営農状況は、耕作面積が1万486m²で、農業従事者は3名です。耕作している農地について〇〇市の農業委員会に確認したところ、不耕作地はなく、今後も引き続き耕作を続けていくということでした。

この件について審議したところ、農地法第3条第2項の不許可の項目に該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えました。第3調査会としては全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

よろしく願いいたします。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

森委員。

森正昭委員 この新しく買ったほうの土地、この隣に832-2というのがあると思うんですけども、この土地が前に持っていた奥の人ですか。

議長 調査会長。

事務局 森さん、隣の持ち主。

森正昭委員 ええ、柿の木とか。

事務局 はい、植えてあります。

森正昭委員 植えてありますよね。

事務局 はい。その持ち主です。

森正昭委員 前からね、管理はすごく行き届いているんですよ。

事務局 はい。

森正昭委員 栗を植えたり柿を植えたりね。妹がね、あれしたり。それで草が生えとすぐトラクターを持ってきてすぐ起こしてね、本当にいつもきれいになっています。こっちなら大丈夫です。

事務局 その人です。

森正昭委員 私も年中見ているから分かりますので。どうもありがとうございます。

議長 質問ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号の整理番号2に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号の整理番号2について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号の整理番号2は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号3を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書2ページをご覧ください。

整理番号3の譲受人は長女と二人で〇〇〇〇〇において農業を営んでおります。申請地は〇〇〇地先の田一筆、3,230m²です。申請理由は、譲受人の事業拡大により、賃借権を設定するものです。案内図は議案資料の17ページでございます。

この案件は農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続いて、須藤調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第1号の整理番号3について報告いたします。議案書は2ページ、資料は13ページから18ページになります。

議案第1号の整理番号3は現地調査を行い、審議しました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西約200mに位置する田一筆、面積は3,230m²です。申請理由は、農業経営の規模拡大です。譲受人の営農状況は、耕作面積が1万

3,232m²で、農業従事者は二人です。耕作している農地については不耕作地はなく、今後も引き続き耕作を続けていくということでした。

この件について審議したところ、農地法第3条第2項の不許可の項目に該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えました。第3調査会としては全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

よろしく申し上げます。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号の整理番号3に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号の整理番号3について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号の整理番号3は原案どおり許可することにいたしました次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年4月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

申請者は〇〇にお住いの方でございます。申請地は〇〇字〇〇の畑一筆で、面積は885m²です。転用目的は太陽光発電施設用地とするものでございます。議案案内図は議案資料の22ページでございます。

なお、電力買い取り価格は1kwh当たり税込み37.8円でございます。また、買い取り期間が20年ということでございます。利用計画については、太陽光パネル192枚を設置し、施設当たり44kwの出力を得る予定です。他法令については特にありませんが、平成26年1月10日付けで経済産業省からの太陽光発電設備の認定通知があります。さらに、東京電力株式会社とも電力供給契約の協議が整っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第2号について調査結果を報告いたします。この案件については現地調査及び譲受人から聞き取りを行い、審議しました。

譲受人は市内に住所を置く人で、転用目的は太陽光発電設備を設置しようとするものです。申請理由につきましては、兼業のため農業の継続が困難であり、今後の生活手段を考えた結果とのことでした。周辺の被害防除対策としては、周辺への土砂等の流出を防ぐとともに周辺をフェンスで囲います。雨水については自然浸透により処理します。

次に、資金計画については、全体で建設費が約〇,〇〇〇万円。全額金融機関から借り入れる計画で、金融機関からの融資可能のお知らせが添付されていました。農地区分につきましては、市街地化が見込まれる区域であることから第2種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議したところ、調査会では農地法第4条の立地基準や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから全員一致をもって許可相当との判断にいたしました。

以上です。よろしく願いいたします。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第2号について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年4月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

譲受人は我孫子市に住所を置く方で、自動車板金工場を営んでおります。申請がありました農地は〇〇字〇〇地先の畑一筆で、面積は261m²、転用目的につきましては車両置

き場とするものです。議案案内図につきましては議案資料の 28 ページでございます。土地売買代金については1 m²当たり約〇,〇〇〇円です。土地の選定については、現在、譲受人の自動車板金工場が隣接しているため、最適地と判断し、選定したとのことでした。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第3号について調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲受人から聞き取りを行い、審議しました。

譲受人は市内に住所を置く方で、自動車板金業を行っております。転用目的は、車両置き場を設置しようとするものです。周辺の被害防除対策としては、地盤高が同じであるため周辺への土砂等の流出はないとのこと。雨水については自然浸透により行います。農地区分につきましては、市街地化が見込まれる区域であることから第2種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議したところ、調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

よろしくお願いたします。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第3号の整理番号1に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページでございます。

申請者は〇〇にお住いの方でございます。申請地は〇〇字〇〇〇の畑二筆で、合計面積は2,789m²です。転用目的は、太陽光発電施設用地とするものです。議案案内図は議案資料の34ページでございます。

電力の買い取り価格は1kwh 当たり税込み 38.8 円であり、買い取り期間が 20 年ということです。利用計画については、太陽光パネル 1 施設当たり 188 枚を 4 区画配置し、合計 752 枚設置します。1 施設当たり 49.5kw の設備認定出力を得る予定です。他法令については特にありませんが、平成 26 年 2 月 25 日付けで経済産業省から太陽光発電設備の認定通知があります。さらに、東京電力株式会社とも電力供給契約の協議が整っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第 3 号整理番号 2 について調査結果を報告します。

この案件については現地調査及び譲受人からの聞き取りを行い、審議しました。

譲受人は市内に住所を置く方で、転用目的は太陽光発電設備を設置しようとするものです。申請理由につきましては、兼業のため農業の継続が困難であり、今後の生活手段を考えた結果とのことでした。周辺の被害防除対策としては、周辺への土砂等の流出を防ぐとともに周辺をフェンスで囲います。雨水については自然浸透により対応します。

次に、資金計画については全体で建設費が約〇,〇〇〇万円です。自己資金が〇,〇〇〇万円。残金は金融機関から借り入れる計画です。金融機関からの融資可能のお知らせが添付されています。農地区分につきましては、市街地化が見込まれる区域であることから第 2 種農地と判断しました。

以上の内容を基に審議したところ、調査会では農地法第 5 条の立地基準や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

この土地、先ほどの太陽光の部分も同じなんですが、隣地との境界もここまでを使う、そういうポイントは全部確認してあります。よろしくお願いたします。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第 3 号の整理番号 2 に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第 3 号の整理番号 2 について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号の整理番号 2 は原案どおり許可することにいたしました。

次は、議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書 5 ページから 9 ページをご覧くださいと思います。

議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成 26 年 4 月 25 日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第 4 号は農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定で、新規設定の 3 件と継続の 2 件でございます。

初めに、新規の整理番号 1 の借受者は〇市〇〇にお住いの農業者です。利用権を設定する土地は〇〇字〇〇地先の田二筆、合計面積 4,778m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10 アール当たりコシヒカリ一等米 120kg です。

次の整理番号 2 の借受者は〇〇にお住いの農業者です。利用権を設定する土地は〇〇〇〇字〇〇地先の田 4 筆、合計 1 万 716m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10 アール当たりコシヒカリ一等米 90kg です。

次の整理番号 3 の借受者は〇〇に在住する法人です。利用権を設定する土地は〇〇〇字〇〇〇地先の田の他二筆、合計 4,670m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10 アール当たり一等米 90kg です。

次に、継続の整理番号 1 の借受者は新規の整理番号 3 の法人です。利用権を設定する土地は〇〇〇〇字〇〇地先の田 3 筆、合計 5,770m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10 アール当たりコシヒカリ一等米 90kg です。

最後に、整理番号 2 の借受者は〇〇にお住いの農業者です。利用権を設定する土地は相島地先の田 4 筆、合計 5,254m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10 アール当たりコシヒカリ一等米 90kg です。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、議案第 4 号について須藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第 4 号についての調査結果を報告いたします。今回の案件は新規設定が 3 件、継続が 2 件でございます。

整理番号 1 の借受人は〇市〇〇の農家の方で、49 歳です。営農状況については、耕作面積が約 4 ヘクタールで、両親と 3 名で耕作しています。

次に、整理番号 2 の借受者は〇〇の農家の方で、63 歳です。営農状況については、耕

作面積が 6.2 ヘクタールで、奥さんと長男と 3 人で耕作しています。

整理番号 3 の借受者は〇〇に住所を置く法人です。営農状況については、耕作面積が約 26.3 ヘクタールで、4 名で耕作しています。

次に、継続の整理番号 1 は新規の整理番号 3 と同じ法人で、営農状況については同じです。

次に、整理番号 2 の借受者は〇〇の農家の方で、55 歳です。営農状況については、耕作面積が 4.8 ヘクタールで、奥さんと両親の 4 人で耕作しています。

以上の内容を基に審議したところ、第 3 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第 4 号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号については原案どおり決定することにいたしました。

須藤調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告させていただきます。

報告第 1 号及び第 2 号について説明させていただきます。議案書は 10 ページから 12 ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第 1 号は農地法第 4 条に係る転用の届出で、4 件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地 4 件となっております。

報告第 2 号は農地法第 5 条に係る転用の届出で、8 件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地 6 件、事務所 1 件、資材置き場 1 件となっております。

続きまして、報告第 3 号及び第 4 号の「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」説明させていただきます。議案書は 13 ページから 15 ページの 6 件、9 筆でございます。

内容につきましては、報告第3号が農地法第4条案件で、駐車場の許可申請です。報告第4号は農地法第5条案件で、使用貸借権の設定が5件、8筆になります。いずれの案件も平成26年3月31日に諮問し、平成26年4月14日に開催された千葉県農業会議の結果、許可相当との回答をいただきましたので、会長専決規程第3条の規定により報告いたします。

最後になりますが、報告第5号は平成26年度農業委員選挙人名簿の登録についてです。この案件については平成26年1月の総会において委員の皆様へ審査していただき、選挙管理委員会へ選挙人名簿を送付させていただきました。その後、選挙管理委員会では縦覧などを行い、選挙人名簿を確定しましたので今回の報告になったものです。

以上でございます。

議長 以上、報告第1号から第5号まで報告させていただきました。

それではここでいったん事務局職員から補足の報告がありますので、事務局、お願いします。

事務局 報告事項について若干補足させていただきます。

農業会議の報告につきましては以前、日付は許可日となっていたんですけども、総会のほうでご指摘を受けました。許可日ではちょっとおかしいんじゃないかということで、前回から議決日というふうに改めさせていただきましたのでご報告させていただきます。

以上です。

議長 ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会平成26年第4回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人